

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(1) 魅力ある街並みの整備

■ 10年後にめざすべき将来像

駅前を中心に安全で快適な歩行空間を確保し、あわせて、まちなかでの回遊性が高まっています。

広域生活拠点、地区生活拠点で、それぞれの地域特性に応じたまちづくりが進められています。まちづくりを推進するうえで、従来の行政主導型・住民主導型・企業主導型といった枠組みを超え、多様な主体の連携による課題解決型地域プラットフォームが確立され、エリアマネジメント活動が継続して行われています。

歴史資源、自然環境、商業・業務機能の集積など、まちの個性や地域特性を生かした景観形成が進んでいます。

■ 現状と課題

目黒区は、鉄道や幹線道路網を主な骨格として、鉄道各駅を中心に概ね徒歩圏の範囲でコンパクトな市街地が形成されており、都心に近くみどり豊かで暮らしやすい住宅地のイメージが強く、区民の定住意向が94.0%と高くなっています。

目黒区内の用途地域は80%以上が住居系であり、良好な住宅地が広がっている一方、道路は狭く、安全な移動環境や歩行空間の確保が課題となっている地域や、公園が少なく、狭あい道路や老朽化した木造住宅が多い地域もあり、ゆとりあるオープンスペースの確保と防災性や景観の向上が必要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、日常を身近な生活圏で過ごす傾向や、一定範囲内に様々な都市機能が集約した快適で暮らしやすいまちづくりへのニーズはより高まっています。

目黒区は駅周辺地区等で住民と共に地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めています。中目黒や自由が丘駅前では、防災性の向上等を目的とした商業・業務・居住の都市機能集約や土地の高度利用を推進するまちづくりへの機運が高まっています。

こうした課題の解決には、法令や条例等による規制・誘導のほか、地域住民と事業者と行政が協働して取り組む必要があります。歴史や文化に育まれた個性豊かなまち、みどり豊かな環境との調和、都市機能集約など、魅力ある街並みの整備に向けて、住民主体の活動を育み発展させるための更なる支援や公民連携による組織（地域プラットフォーム）の構築が必要となっています。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
地域特性を生かした、安全で快適な魅力ある街並み形成が進んでいると感じている区民の割合	調査中	調査中

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 施策一覧

施策① 地域特性に応じた生活拠点の整備

【主な取組】

- ・ 鉄道駅周辺地区の整備
- ・ 人中心のまちなかへ（居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり）
- ・ 災害に強く、みどり豊かでゆとりある住環境の形成
- ・ 連続立体交差事業
- ・ 自主的なまちづくりの支援

施策② 計画的な土地利用の促進

【主な取組】

- ・ 土地利用等に関する適切な規制・誘導

施策③ 公民連携による地域街づくりの推進

【主な取組】

- ・ 公民のパブリック空間を連携させた居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出
- ・ 公共空間・公共施設を活用した多様な主体による取組
- ・ 官民連携まちなか再生推進事業によるエリアプラットフォーム構築と未来ビジョンの策定
- ・ 地域主体の街づくり活動の支援

施策④ 良好な景観形成の推進

【主な取組】

- ・ 良好な景観形成の推進

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 地域特性に応じた生活拠点の整備

■ 施策の概要

災害に強く、みどり豊かでゆとりのある良好な住環境を形成し、地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを住民と共に進めていきます。関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、すべての人にとってバリアのない、交通事故が少ない移動しやすい安全・安心な街づくりや、元気で活力のある商店街、働きやすい街づくりを行ってきます。また、みどりを保全・創出し、潤いのある暮らしやすい豊かな街を一緒に作っていきます。そして、「自分たちのまちは、自分たちで良くしていく」地域住民・事業者・地域関係者・NPOなどと目黒区は連携しながら、地域の課題を解決し、よりよいまちを一緒に作り出していきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
暮らしやすいと感じる区民の割合	78.3%	80%
街並みや街の雰囲気が良いと感じる区民の割合	26.7%	30%

■ 現状と課題

- 目黒区は、全域面積のうち宅地が73.7%を占めており、そのうち最大の住宅用地は50.9%と住宅を中心としたものとなっています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は都市生活・活動に大きな影響を及ぼしており、テレワーク、オンライン講義などの進展で通勤・通学者が減少する一方で、自宅周辺での活動時間が増加するなど、身近な生活拠点に求められる機能も大きく変化しており、職住近接を支える施設や公園などの憩いの場や、自転車や徒歩で回遊できる空間のニーズが高まっています。
- 地域の課題解決や価値創造、まちの質向上のため、道路・公園・建築物（ストック）などの改変を公民連携で行うことや、時間で道路の使用形態を変え（タイムシェアリング）たり、道路を歩行者・公共交通のみを通行可能とする街路（トランジットモール）としたりすることにより、「車中心の道路」から「人中心の街路」へと改変する取組が全国で進められています。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- 令和2（2020）年8月にウォーカブル推進都市となった目黒区としては、「居心地が良く歩きたくなるまち」をつくり、地域特性や人口減少に応じたポストコロナの生活拠点整備を行っていくことが求められています。

■ 主な取組

◆ 鉄道駅周辺地区の整備

駅周辺地区等で生活拠点の整備を進め、公民が連携して住民主体の魅力ある街づくりに取り組みます。

◆ 人中心のまちなかへ（居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり）

誰もが安全で居心地が良く歩きたくなるまちをめざし、社会実験や小さなトライアルを積み重ねて、公民が連携して駅前広場や道路などの空間を改変して利用できるようにし、街並み・まちの雰囲気向上をさせ、人中心の快適で暮らしやすさが感じられるまちをつくりまします。

◆ 災害に強く、みどり豊かでゆとりある住環境の形成

雨水流出抑制施設設置による都市型洪水を抑制することや、狭あい道路の解消などで災害時の延焼を防ぎ、消火活動・避難を円滑にすることにより、災害に強いまち、みどりの保全・創出により、ゆとりある住環境を創出します。

◆ 連続立体交差事業

ボトルネック踏切の除去や低い架道橋の改善による道路交通の円滑化・地域分断の解消及び市街地の一体性の確保を図り、日常生活の安全性の向上と地域特性を生かしたまちづくりを推進します。

◆ 自主的なまちづくりの支援

地域交通や無電柱化、ポストコロナのまちづくりなど、地域住民が自ら地域の身近な課題について検討し、具体的なまちづくりの取組に繋げていくため、地域街づくり条例に基づいて、地域街づくり団体への支援を推進します。


■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区交通バリアフリー推進基本構想
- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 周辺地区整備計画（中目黒駅・目黒駅・祐天寺駅・学芸大学駅・西小山駅等）

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策② 計画的な土地利用の促進

■ 施策の概要

<p>目黒区にふさわしい、良好な住環境と魅力あるまちを両立しつつ、快適で暮らしやすい持続可能なまちの実現を図るため、まちづくりを推進します。目黒区都市計画マスタープランに基づき、新しい生活様式を踏まえながら、国や都のまちづくり政策との整合を図ることで、今後のまちづくりの方向性を示し、望ましい将来像の実現に向けた具体的な事業推進へつなげていきます。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、計画的な土地利用の更新を促進し、持続可能な魅力あるまちづくりを進めます。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
--	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
まちの目標や方針を定める地区計画を決定する地区数	10か所	12か所

■ 現状と課題

- 目黒区は、平成16（2004）年に策定した都市計画マスタープランに基づき、良好な住環境の保全及び形成するため、地域特性に応じた街づくりを進めるとともに、みどりの保全・創出にも取り組んでいます。
- これまで、住宅地における突出した建物を抑制する目的で建築物の絶対高さの制限や、ミニ開発などの宅地の細分化を防止するために敷地面積の最低限度制限を導入してきました。また、一定規模以上の建築行為に対し周辺環境との調和や住環境の維持向上を誘導するため「目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づく指導を行うとともに、「地域街づくり条例」に基づく住民主体によるまちづくりを推進してきました。
- 一方で駅周辺などの拠点では、絶対高さ制限などにより容積率を使いきれないことから建て替えが進まない事例も見受けられます。快適で暮らしやすい持続可能なまちの実現のため、目黒区にふさわしい地域特性に応じた土地利用を促すことで、周辺の良好な住環境を確保しながらもまちの魅力を向上させる必要があります。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 土地利用等に関する適切な規制・誘導

都市計画マスタープランの改定内容を踏まえて、地区特性や土地利用及び建物に関する法律に基づく規制・誘導等の各種手法を適切に活用します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン

施策③ 公民連携による地域街づくりの推進

■ 施策の概要

居心地の良いまちなかを創出し、多様な主体の公民連携による地域街づくりを支援していきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、地域住民・事業者・地域関係者・エリアマネジメント団体など多様な人々が地域街づくりに参画し、協力・連携することで実現できることや日々の生活の中で取り入れられることを話し合い、すべての人が安全で快適に暮らせるまちをめざし、創造的な街づくり活動へとつなげていきます。また、そうした取組を通じて、働きやすく経済成長できるまちづくりや、みどりを保全・創出し、すべての人にとってバリアのない安全に移動しやすいまちなか空間の整備を推進します。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
公民連携により利活用等している公共空間・公共施設の数	1か所	9か所
上記に参加した企業や学校等の団体数	3団体	28団体
再開発事業等によって生み出される広場のうち、街づくり活動で活用されるまちなか空間数	4か所	7か所

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 現状と課題

- 少子高齢化の進展や社会保障費の増加、コロナ禍における住まい方・働き方の変容など、社会経済情勢の変化や多様化する行政課題に対応するため、行政の限られた財源のみで公共サービスを行うことは困難になっています。今後は、民間事業者等のアイデア・技術・資源を活かし、公民が連携・協力することで、効率的かつ効果的な公共サービスを提供し、地域の課題解決や魅力向上を図っていく必要があります。
- 目黒区は、各地区において、地域住民や町会、商店会等を構成員とする街づくり協議会や都市再生推進法人等のエリアマネジメント団体を組織し、地域主体の街づくりを推進しています。今後とも、地域特性に合わせた街づくりに取り組むとともに、様々な手法を活用した公共空間・公共施設の整備・運営など、多様な主体との公民連携による地域街づくりを積極的に推進していきます。

■ 主な取組

◆ 公民のパブリック空間を連携させた居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出

街に開かれた店先空間や再開発事業等によって生み出される広場や歩道状空地等の民地と公共空間をしなやかに連携させ、多様な人々が集い、交流し、滞在する快適で開放的なまちなか空間を形成します。

◆ 公共空間・公共施設を活用した多様な主体による取組

指定管理者制度やPFI、河川法や都市再生特別措置法等により、多様な主体が公共施設・公共空間を利活用することで、街の魅力向上、地域コミュニティの醸成、地域の活性化をめざします。

◆ 官民連携まちなか再生推進事業によるエリアプラットフォーム構築と未来ビジョンの策定

多様な人材が参画するエリアプラットフォームを構築し、新たな将来像である未来ビジョンを策定することで、コロナ禍後の「新たな日常」に対応する魅力ある街づくりを進めます。

◆ 地域主体の街づくり活動の支援

地域特性に応じた街づくりを推進していくため、街づくり協議会や街づくり検討会、都市再生推進法人等のエリアマネジメント団体による地域主体の街づくり活動を支援します。


■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 駅周辺地区整備計画（中目黒駅、目黒駅、祐天寺駅等）
- ・ 目黒区区有施設見直し計画
- ・ 目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策④ 良好な景観形成の推進

■ 施策の概要

<p>目黒区景観計画に基づき、一定以上の規模の建築物の建築等に当たっては、事前に景観形成基準を踏まえた届出を求めるとともに、さらに大規模指定建築物等の計画については景観アドバイザーからのアドバイスにより、より良好な景観形成を推進していきます。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、目黒区にふさわしい、快適で暮らしやすい持続可能なまちの実現を図るため、良好な景観の形成を推進します。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
---	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
「緑の多い落ち着いた住環境」を目黒区に居住する理由として挙げる区民の割合	23.5%	25%

■ 現状と課題

- 東京都は、景観法の施行に伴い、景観行政団体として都内全域を対象とした東京都景観計画を策定し、景観行政を推進してきました。しかし、都が定めた景観計画は、高層建築物や極めて重要な歴史的建造物などを意識したもので、目黒区内にふさわしい良好な景観形成の誘導は難しいものでした。
- そこで、目黒区は平成22（2010）年に景観法に基づく目黒区景観計画を策定（24年改定）し、区の現状にあわせた景観形成の方針、景観誘導についての仕組みを定めるとともに、景観資源の保全の考え方や地域特性を活かした地域ごとの詳細な景観づくりを行う制度等についても盛り込むことで、良好な景観形成の推進に取り組んでいます。
- 今後とも、建築物の建築等の機会を捉えて、計画地周辺の環境や景観への配慮や誘導を進め、目黒区にふさわしい景観形成を推進することで良好な住環境を確保し、まちの魅力を高めるとともに、区民等が主体となった景観にかかわる街づくりが進められている地域に対しては景観街づくり特定区域の指定により住民主体の街づくりを支援していく必要があります。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 良好な景観形成の推進

目黒区景観計画及び目黒区景観条例に基づき、一定規模以上の建築等の届出や景観アドバイザー会議により、周辺の環境や景観への配慮を求めることで、良好な景観形成を推進します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区景観計画

(このページは白紙です)

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(2) 誰もが住みやすい環境の確保

■ 10年後にめざすべき将来像

自力での住まいを確保することが難しい住宅確保要配慮者に対し、地域福祉関係、不動産関係、行政が連携して、安定的な居住支援を実施し、すべての人が住み続けられる街の実現に向けて取り組んでいます。

地域交通の推進のために、地域特有の移動に関する困りごとについて地域住民の課題解決に向けた取組を支援し、地域に根ざした利便性の高い交通手段が確保されています。

ユニバーサルデザインによる施設整備や、経路、施設、心のバリアフリー化の取組、放置自転車対策の推進により、誰にとっても快適な居住空間、移動空間が確保されています。

■ 現状と課題

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）では、目黒区での居留意向のうち「ずっと住んでいたい」と「当分の間は住んでいたい」を合わせた定住意向が94.0%でした。また、20年後の目黒区の将来の街として、最も望ましい姿として、「安全で快適に住み続けられる街（住環境、防災、防犯）」の割合が最も高く57.9%、次いで「すべての人が暮らしやすい街（道路網、歩行空間、バリアフリー）」が15.3%でした。

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）の結果を踏まえ、すべての人が住み続けられる街の実現のために、低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭などの住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」に対する区営住宅等の提供や空家等の利活用など、様々な支援により住宅セーフティネットの確保が必要です。

また、すべての人が暮らしやすい街の実現のために、移動に関する地域特有の困りごとを、地域で解決する取組への支援により、地域に根ざした利便性の高い交通手段を確保することや、誰もが行動しやすく、暮らしやすいようにユニバーサルデザイン、バリアフリーの取組や放置自転車対策の推進を行い、まちの快適さと利便性を高めることが必要です。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
誰にとっても快適な住環境が整っていると感じる区民の割合	調査中	調査中

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 施策一覧

施策① 高齢者、障害者等の居住支援

【主な取組】

- ・ 高齢者世帯等居住継続家賃助成
- ・ ファミリー世帯家賃助成

施策② 空家対策の推進

【主な取組】

- ・ 管理不全空家への対応の取組
- ・ 管理不全空家発生予防の取組
- ・ 空家等の利活用

施策③ 住宅の確保に特に配慮を要する者の住まいの確保

【主な取組】

- ・ 目黒区居住支援協議会の設立に向けた取組
- ・ 区営住宅、高齢者福祉住宅の供給、障害者グループホームの整備支援
- ・ 民間賃貸住宅の情報提供

施策④ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

【主な取組】

- ・ ユニバーサルデザインによる施設整備
- ・ 経路のバリアフリー化
- ・ 施設のバリアフリー化
- ・ 心のバリアフリー化

施策⑤ 放置自転車対策の推進

【主な取組】

- ・ 自転車等駐車場の利用方法の見直し
- ・ 自転車等放置禁止区域の見直し
- ・ 街頭による放置防止対策

施策⑥ 地域交通の支援の推進


【主な取組】

- ・ 地域交通導入検討支援
- ・ 地域交通の導入
- ・ 運行の支援

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 高齢者、障害者等の居住支援

■ 施策の概要

<p>高齢者・障害者世帯や子育て世帯に対する家賃助成により、周辺に比べて割高な家賃の負担を軽減し、居住の安定を支援します。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、家賃助成制度を今後も継続することで、公的住宅を補完し、住宅確保要配慮者のうち、優先度の高い区民をできるだけ広く公平に支援することで、高齢者、障害者及び18歳未満の子を扶養しているファミリー世帯が地域で安心して住み続けられるように取り組んでいきます。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p>
	

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
家賃助成世帯数	517世帯	545世帯

■ 現状と課題

- 目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）では、目黒区での居留意向のうち「ずっと住んでいたい」と「当分の間は住んでいたい」を合わせた定住意向は94.0%であり、「ずっと住んでいたい」の割合は60代が69.0%、70代が77.2%、80代以上が86.7%と、年齢が高いほど高くなっています。一方、居住したくない理由として「家賃相場が高いから」の回答が48.1%と最も高くなっています。
- 総務省統計局の平成30年住宅・土地統計調査では、目黒区の1か月当たり家賃が約10万6千円に対し、23区は約8万8千円です。また、65歳以上の単独世帯の総数16,610世帯のうち、借家世帯が5,750世帯存在します。
- 区民住宅等の新設が難しい状況を踏まえ、公的住宅を補完し、高齢者、障害者及び18歳未満の子を扶養しているファミリー世帯が安心して住み続けられるようにするため、引き続き家賃助成制度を実施する必要があります。

■ 主な取組

◆ 高齢者世帯等居住継続家賃助成

民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯、障害者世帯に対して家賃の一部を助成することにより、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように支援します。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

◆ ファミリー世帯家賃助成

民間賃貸住宅に居住する18歳未満の子を扶養し、かつ同居している世帯に対して家賃の一部を助成することにより、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように支援します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区住宅マスタープラン
- ・ 目黒区保健医療福祉計画
- ・ 目黒区障害者計画
- ・ 目黒区子ども総合計画

施策② 空家対策の推進

■ 施策の概要

高齢化の進行や将来的な人口減少等により見込まれる管理不全空家等の発生を、福祉事業者や民生委員、町会などの協力を得て事前に所有者等へ周知・啓発することにより抑制し、維持管理対策、利活用の促進、危険な空家の除却など、個別状況に応じた改善策を図っていきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、個別の事情に寄り添うことで区民との信頼関係を築き、区民の生活と財産をまもることで、良好な住環境の維持を推進します。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
空家に対する近隣等からの苦情の解決	81%/年	90%/年

■ 現状と課題

- 近年、全国的に増加している空家等の中には、管理不全のために地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。それらの問題に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27（2015）年5月に施行されました。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- これを受けて目黒区は平成28（2016）年度に実態調査、平成29（2017）年度に動向調査を行いました。区全体として空家の数は比較的少なく、いくつかの空家等が近隣の生活環境へ影響を及ぼしている事例はみられましたが、深刻な問題には至っていないことが確認されました。ただし、将来的には人口減少の進行等に伴って空家等が増加することが予想されるため、平成30（2018）年6月に空家等対策審議会を発足し平成31（2019）年3月に目黒区空家等対策計画を策定しました。
- 今後とも福祉、建築、環境等関係所管で連携するとともに、民法や建築基準法などの法律や福祉事業、不動産取引等多方面の専門家と連携して解決に取り組むことが必要です。

■ 主な取組

◆ 管理不全空家への対応の取組

管理不全空家にはその背景に所有者の認識不足、相続や親族間の問題、接道不良土地等様々な問題を内包しており、管理不全空家の解消にはその解決が鍵となります。また、個人のプライバシーに深くかかわる場合もあり繊細な対応が必要となっていきます。そのため福祉、建築、環境等関係所管で連携するとともに、民法や建築基準法などの法律や福祉事業、不動産取引等多方面の専門知識が不可欠であるため、それぞれの専門家と連携して解決に取り組めます。

◆ 管理不全空家発生予防の取組

管理不全空家発生の原因を調べていくと、一人暮らしの高齢者等が入院や福祉施設への入所等によりその住宅が空家となり、時間経過とともに管理不全となりがちであることがわかります。ここに着目し、各地域包括センターなど高齢者等福祉関連事業者や民生委員、町会等に協力を求め、空家になる前に所有者等に空家の適正管理の必要性を周知し、啓発に取り組めます。

◆ 空家等の利活用

地域の社会的な資産ととらえることもできる空家等は、地域交流、子育て支援、高齢者福祉等、住民福祉の向上や地域に貢献する公共的利活用が期待できるため、福祉等所管と連携して利活用に取り組めます。



■ 関連計画

- ・ 目黒区空家等対策計画
- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区住宅マスタープラン
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区保健医療福祉計画
- ・ 目黒区介護保険事業計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策③ 住宅の確保に特に配慮を要する者の住まいの確保

■ 施策の概要

区営住宅等の提供やグループホームの整備支援、また、課題解決するための協議の場である目黒区居住支援協議会の設立に取り組みます。 関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、地域福祉関係、不動産関係、行政が一体となって地域の関係団体と連携し、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる快適な居住環境の確保を推進します。	○関連するSDGsのゴール
	 

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区内障害者グループホーム入居定員数	121名	145名
区内民間賃貸住宅の情報提供件数	40件	42件

■ 現状と課題

- 低額所得者、高齢者、障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」は、自力で住まいを確保することが難しい場合があるため、様々な支援による住まいの確保が必要です。このため、行政の福祉部局と住宅部局等の関係部局、不動産関係者及び地域福祉関係者による一体的な取組が必要となります。
- 国では、住生活基本計画を定め、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備を目標とし、福祉・住宅部局の一体的・ワンストップ対応等を基本的施策として掲げています。
- 目黒区は、福祉施策と住宅施策の連携を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する様々な居住支援施策を推進していますが、コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える世帯が増加しており、目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）の定住意向が94.0%であることも踏まえ、安定的な居住支援が喫緊の課題となっています。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■主な取組

◆ 目黒区居住支援協議会の設立に向けた取組

住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、令和4（2022）年度の目黒区居住支援協議会設立に向けた取組を行います。

◆ 区営住宅、高齢者福祉住宅の供給、障害者グループホームの整備支援

住宅確保要配慮者に対して、区営住宅と高齢者福祉住宅の確保に努め、供給します。障害のある人が支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けるために、民間活力等を活用し、グループホーム整備を支援します。また、これらの支援については、空家等の利活用も含め関係所管が連携して取り組みます。

◆ 民間賃貸住宅の情報提供

毎年度4月1日現在、目黒区に住民登録をしている高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯で区内民間賃貸住宅への転居を希望しながら自ら住宅を探すことが困難な世帯に対して、宅建協会の協力を得て情報提供を行い、区内居住継続を支援します。

■関連計画

- ・目黒区住宅マスタープラン
- ・目黒区空家等対策計画
- ・目黒区保健医療福祉計画
- ・目黒区障害者計画
- ・目黒区子ども総合計画

施策④ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

■施策の概要

誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる施設整備や道路・施設のバリアフリー化、障害者等への理解と協力を深める教育啓発事業の推進による心のバリアフリー化に取り組みます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの取組により、区民の相互理解が一層進展し支え合いながら生活する地域社会の実現と、すべての人が誰もが住みやすい環境の確保を推進します。

○関連するSDGsのゴール



基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
バリアフリー基本構想における特定事業、補完経路事業の着手件数割合	62%	100%

■ 現状と課題

- 国は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的に「障害者差別解消法」を制定、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などにおける障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めました。また、2020年東京パラリンピック大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現をめざし、「ユニバーサル社会実現推進法」を制定、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正するなど、その取組を強化しています。
- 目黒区においても、目黒区交通バリアフリー推進基本構想を定め、施設や施設間を結ぶ経路、心のバリアフリー化に取り組んできましたが、さらに、今後、高齢化の一層の進行やユニバーサルデザインへの要望の高まりに対して、すべての区民が生き生きと暮らし活動するため、誰もが行動しやすく、暮らしやすいよう、まちの快適さと利便性を高めていく必要があります。

■ 主な取組

◆ ユニバーサルデザインによる施設整備

目黒区の区有施設の整備、改築、大規模改修時において、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる施設整備に取り組みます。また、条例や要綱に基づく指導、働きかけにより、民間の建築物等におけるユニバーサルデザインによる施設整備を推進します。

◆ 経路のバリアフリー化

歩行空間のネットワーク化や安全な歩行空間の確保、移動を支援する施設・設備の整備等により、誰もが移動を円滑に行うことができるよう、道路のバリアフリー化に取り組みます。

◆ 施設のバリアフリー化

バリアフリー経路の確保や、誘導案内表示や設備・バリアフリー対応施設の整備等により、駅やバス等の公共交通機関、区有施設、公共的建築物などのバリアフリー化に取り組みます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

◆ 心のバリアフリー化

障害の理解と差別の解消に向けた施設設置管理者等による職員研修の充実や、障害者等への理解と協力を深める教育啓発事業の推進により、心のバリアフリー化に取り組みます。

■ 関連計画

- ・ 目黒区交通バリアフリー推進基本構想
- ・ 目黒区障害者計画
- ・ 目黒区保健医療福祉計画
- ・ 目黒区子ども総合計画
- ・ 目黒区都市計画マスタープラン

施策⑤ 放置自転車対策の推進

■ 施策の概要

各駅周辺の状況に応じた駐輪・放置対策を行うことで、放置台数を減少させるため、自転車等駐車場の利用方法や自転車等放置禁止区域の見直しを行うほか、日々の街頭での啓発と駅前放置自転車クリーンキャンペーンに取り組みます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、鉄道駅周辺をはじめ路上に放置される自転車等による交通事故を減らし、持続可能な安全、安心、快適な道路空間を提供します。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
1日の放置自転車等台数	366台	250台

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 現状と課題

- 鉄道駅周辺などの道路上に放置された自転車や原動機付自転車などは、安全な通行や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねています。鉄道駅周辺地域において、自転車等駐車を運営するとともに、自転車等放置禁止区域を指定し、放置された自転車等への警告、撤去を行っています。
- 過去5年間、警告台数、撤去台数とも減少傾向にありますが、買い物など短時間の放置や生活様式の変化による自転車利用の増加から、自転車駐輪場の利便性の向上とともに、更なる放置に対する啓発活動が必要となっています。

■ 主な取組

◆ 自転車等駐車の利用方法の見直し

各自転車等駐車の利用状況に応じ、定期利用・1日利用の区分の適正化を図るとともに、電動アシスト自転車など大型自転車の駐輪スペースを確保するなど、自転車等駐車場利用の利便性を高めるとともに、空きのある駐輪場へ適切に誘導します。

◆ 自転車等放置禁止区域の見直し

自転車等放置禁止区域において、警告及び撤去は放置防止対策として効果が現れています。各鉄道駅周辺地域の放置状況に応じて禁止区域を見直し、放置自転車等の台数を減少させます。

◆ 街頭による放置防止対策

路上での放置は、安全な通行や緊急車両の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねていることを街頭で啓発します。放置防止指導員の配置及び鉄道事業者や地域住民等による駅前放置自転車クリーンキャンペーンなどを実施します。


■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区交通安全計画
- ・ 目黒区障害者計画
- ・ 目黒区交通バリアフリー推進基本構想

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策⑥ 地域交通の支援の推進

■ 施策の概要

<p>地域特有の移動に関する困りごとについて地域住民の課題解決に向けた取組を支援し、地域に根ざした利便性の高い交通手段が確保されるよう取り組んでいきます。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、地域交通の支援方針を策定し、その方針に基づき地域住民の取組に対して積極的に支援し、地域交通導入に向けて公民連携を図り、高齢者等を含むすべての人が日常の移動に対して持続可能な交通手段を使用できるようにすることを目指します。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
---	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
日常の移動状況で「特に不便はない」の割合	57%	70%

■ 現状と課題

- 目黒区内は、鉄道や路線バスが網羅され、またタクシー事業者も多く営業しているなど、公共交通の利便性は比較的高い状況にあります。一方、区道の平均幅員は約4.8mと狭く、路線バスが運行されている道路は広い幹線道路等に限られ、高齢社会を迎え高齢者等を中心として移動に不便を感じる方の増加が見込まれます。また、高齢ドライバーによる事故の問題を受けた免許返納の動きが広がり、日常生活を送る上で、地域の状況に応じた利便性の高い移動手段が必要となっています。そこで、移動に関する地域特有の困りごとを地域で解決するための取組に対して支援することを目的として、身近な地域の交通（以下「地域交通」という。）の支援方針を令和2（2020）年6月に策定しました。計画段階から地域住民自らが検討に参加し、持続可能な移動手段を守り、育てていけるような地域に根ざした利便性の高い交通手段の確保に向けた取組を支援していく必要があります。

■ 主な取組

◆ 地域交通導入検討支援

移動に関する地域特有の課題やニーズを引き出し、地域交通運行に関する評価の収集や分析を行い、利用率や認知率を向上させることで地域住民の移動手段として継続的な運行が実現します。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

◆ 地域交通の導入

バスやタクシー等の交通事業者の協力を促し、継続的な運行を目的として車両の確保や停留所の整備など、地域交通の導入を支援します。

◆ 運行の支援

地域交通の導入に伴い、地域住民の更なる利用促進のための検討や運行状況の周知、継続的な運行に必要な運行経費等の一部を支援します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域交通の支援方針

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(3) 自然環境の保全とみどりの創出

■ 10年後にめざすべき将来像

一人ひとりがみどりを育む担い手となり、まちの魅力となる多様なみどりを保全・創出・育成し、日常のくらしの中で活かされるとともに、自然や四季を感じられるみどり豊かな生活環境がまち全体に広がっています。

目黒川では河川環境が改善され、目黒川の桜まつり等、地域コミュニティの活性化につながる区民に親しまれる河川となっています。

公園の整備・拡張等により公園面積も増え、自然とのふれあいの場や遊び場、健康づくりの場所が増加し、災害時には延焼の防止や水害の抑制等に貢献しています。

■ 現状と課題

市街化された都市にとって、「みどり」や「水」は、安らぎと潤いを与え、目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）でも、目黒区に居住する理由の上位に位置付けられています。

目黒区みどりの基本計画に掲げる「みどり」とは、単に植物の緑だけでなく、植物を育む土壌や、野鳥、昆虫等の野生の小動物とのふれあいなど、自然環境を含むものであり、ヒートアイランド現象の緩和や防災性の向上、良好な都市の形成、環境学習や子どもたちの感性の醸成等、様々な役割を担っております。

しかし、目黒区では、樹林や農地の宅地化が進み、貴重なみどりが減少しています。また、区民一人当たりの公園面積は23区中21番目と身近なみどりの拠点となる公園が不足する状況にあり、より一層のみどりの保全・創出が必要となっています。

一方で、河川について、目黒川では以前に比べて水質が改善されていますが、悪臭や白濁化など、一時的な水質の悪化がみられ、多くの区民から改善要望が寄せられています。呑川でもユスリカの大量発生等の問題が生じており、河川環境の改善に取り組み、自然環境を回復し区民に親しまれる河川としていくことが必要です。

民有地のみどりや公共施設、河川や公園等の都市に残された貴重な自然環境を守り、質の高いみどりを育てていくことにより、目黒らしいみどり豊かな住環境を未来に伝えていきます。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
みどりが保全・創出され、それを楽しむ環境が整っていると思う区民の割合	調査中	調査中

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 施策一覧

施策① 公園等の機能拡充と活用推進

【主な取組】

- ・ 公園等機能の拡充
- ・ 健康で自分らしい暮らしの支援
- ・ 公民連携による公園の魅力向上
- ・ ボランティア活動の推進

施策② みどりの保全・創出

【主な取組】

- ・ みどりのまちなみ助成（屋上・壁面緑化）
- ・ 保存樹木等指定・助成
- ・ 樹木等保全協議
- ・ サクラ保全事業

施策③ 生物多様性の確保

【主な取組】

- ・ 区民による身近な生物調査
- ・ 生物多様性地域戦略の運用・推進

施策④ 河川の環境改善の促進

【主な取組】

- ・ 目黒川の河床整正・浚渫
- ・ 目黒川の高濃度酸素溶解水供給施設整備
- ・ 目黒川の水環境モニタリング
- ・ 河川清掃
- ・ 東京都及び流域区との連携

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 公園等の機能拡充と活用推進

■ 施策の概要

新たな日常に対応した公園等の機能の向上や、公民連携によるPark-PFI※推進、様々な主体と連携した管理運営を行い、魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。さらに、街づくり等の機会を捉え、新たな公園の確保や再編に取り組めます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、区民や学校、民間事業者等の多様な主体と連携しながら公園の利活用を進めます。また、健康遊具やユニバーサルデザインの施設整備による誰もが安心して利用できる公園づくりや、グリーンインフラの活用によるヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難場所・避難経路としての防災機能向上、地域の生物多様性の拠点としての取組を推進します。

※Park-PFI：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
「緑・公園などの自然環境が良い」を目黒区で暮らしやすいと感じる理由として挙げる区民の割合	24.6%	30%
公園や緑道などで花壇の世話や清掃などのボランティア活動に参加したいと思う区民の割合	7.8%	15%
「公園や街路樹が良く整備されているから」を目黒区に居住する理由として挙げる区民の割合	5.8%	10%

■ 現状と課題

- 目黒区はこれまで、老朽化した施設の更新やバリアフリー対応、利用の安全確保等、地域のニーズを捉えながら、公園等の全面改良や公園施設の長寿命化対策を計画的に進めてきました。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- 一方で、コロナ禍において、日常生活圏での区民の行動が増加し、身近なオープンスペースや健康づくりの場としての公園の役割が増加しています。また、公園に対する区民のニーズも多様化、複雑化しており、誰もが公園で生き生きと活躍できるよう、更なる機能の拡充が求められています。
- そのため、新たな日常に対応した公園等の機能の向上や質の拡充と、公民連携によるPark-PFI推進等、魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。さらに、街づくり等の機会を捉え、新たな公園の確保や再編に取り組めます。
- 公園等の管理運営においては様々な主体と連携して、公園等の魅力向上を図り、活用推進を両立し、地域の活性化につなげていきます。

■ 主な取組

◆ 公園等機能の拡充

誰もが安心して利用できる施設づくりをめざし、ユニバーサルデザインの視点やグリーンインフラ等の視点を取り入れ、新たな機能の拡充に取り組めます。

◆ 健康で自分らしい暮らしの支援

長寿社会における区民の健康的な暮らしを実現するため、身近なオープンスペースである公園で気軽に散歩や運動ができる環境整備を行います。

◆ 公民連携による公園の魅力向上

公園施設整備や管理運営等にPark-PFI制度による民間活力を導入し、公園機能の付加と公園の活性化を図り、魅力ある公園づくりに取り組めます。

◆ ボランティア活動の推進

区民やまちづくり団体等のボランティア活動を支援し、公園への愛着を育むとともに、魅力ある公園づくりを行い、利用促進を図ります。

■ 関連計画

- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 目黒区公園施設長寿命化計画
- ・ 目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策② みどりの保全・創出

■ 施策の概要

屋上緑化や壁面緑化、接道部緑化を推進しみどりを創出します。また、保存樹等の指定、保全を推進することで、既存のみどりを守ります。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、都心のヒートアイランド現象の緩和やCO2削減に寄与し生態系の保護や回復を区民、事業者、行政が協力し、みどりの保全・育成を推進します。また、区内の桜は、各地域で愛され桜まつりが開催される等、ふるさと目黒のシンボルとなっており、多くの観光客が訪れるなど、まちや地域の活性化に寄与しています。将来にわたり、桜景観を保全していくことで、目黒ブランドとしての価値を高め、より一層のまちの活性化を図っていきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度 (平成26年)	令和13年度末
緑被率	17.3% (平成26年)	20%

■ 現状と課題

- みどりは、うるおいや安らぎを与えてくれるとともに、ヒートアイランド現象の緩和や多様な生物を育む場など様々な機能があります。
- 目黒区は、都心に近く「みどり豊かで文化的なまち」、「おしゃれなまち」というイメージが定着していますが、平成26（2014）年度に実施した「みどりの実態調査」では、樹木の本数が減っていることが明らかになっています。
- 都会にあっても多様ないきものが息づくみどり豊かな環境を守り、目黒らしい都市景観を区民と共に保全創出していく必要があります。
- また、目黒区内の桜は、各地で毎年祭りが行われるなど、多くの区民に親しまれ地域コミュニティが活性化し、ふるさと目黒のシンボルとなると共に、多くの来訪者が訪れる観光資源となっています。平成25（2013）年度に設立した「目黒のサクラ基金」へは区内をはじめ全国から多くのご支援をいただいております。後世に桜のある景観を残していくようサクラ保全事業を進めていきます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ みどりのまちなみ助成（屋上・壁面緑化）

みどり豊かで良好な街並みを形成し、都市のヒートアイランド現象の緩和に寄与する、民有地の屋上・壁面の緑化といった、区民が行う緑化工事費の一部を助成しています。

◆ 保存樹木等指定・助成

みどりを守るために、民有地にある一定の基準を満たすものを保存樹木等として指定し、管理費用の一部を助成しています。

◆ 樹木等保全協議

一定の基準以上の樹木を伐採しようとする際に、区と協議することにより区内にあるみどりの保全に取り組みます。

◆ サクラ保全事業

ふるさと目黒の桜を後世に伝えていくため、区民等と協同でそれぞれの地域に合った桜の将来像を検討し、桜の植替えや保全に努めていきます。

■ 関連計画

- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 目黒区みどりの条例
- ・ 目黒区みどりの条例施行規則

施策③ 生物多様性の確保

■ 施策の概要

いきものの拠点となる緑地を確保し、多様ないきものが共存できる質の高いみどりのまちづくりを実現します。

SDGsの目的である「人類の誰もが豊かで安全な暮らしを将来にわたって継続的に営めること」の達成には、生態系サービスの持続可能性が重要です。生態系サービスを支えているのが生物多様性です。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、区民参加型のいきもの情報の収集・解析業務を始め、区内の公園等を生物多様性保全林に指定し、いきものの生息拠点となるような保全を図る事業を行っていきます。区民に参加してもらうことで、生物多様性の言葉の認知度の向上や、ボランティア活動の活性化を図ります。

○関連する
SDGsの
ゴール



基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
野鳥の年間確認種数	53種	70種
世論調査における「生物多様性」の言葉の認知度	50.9%	80%
グリーンクラブなど公園等で活動を行う登録団体数	112団体	120団体

■ 現状と課題

- 国では平成20（2008）年に生物多様性基本法を制定し、目黒区は平成26（2014）年に、「目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画」を策定しました。
- 地域戦略は野鳥を目黒区の自然環境のシンボルとして捉え、多様ないきものが共存できる質の高いみどりのまちづくりを区民と共に実現しようとするものです。地域戦略に基づき、市街地に存在するいきものの拠点となる緑地の確保のため、区内の公園等を「生物多様性保全林」に指定し、樹林地・水辺地の保全をする「生物多様性保全林事業」や、区民や専門機関による自然環境のモニタリングである「区民による身近な生物調査」を行っています。
- 地域戦略で設定した目標の達成のためには、「生物多様性保全林事業」「区民による身近な生物調査」等を継続して行い、区民の生物多様性への理解を深めていくことが重要になります。

■ 主な取組

◆ 区民による身近な生物調査

地域住民と密接に関わり合いながら区民の調査への参加促進及び調査能力向上等の育成を図り、主体的・継続的に調査に参加し、地域の中心となって生物調査を推進する「生物多様性リーダー」を育成します。また、区民から寄せられた情報を専門的見地からの確に同定・解析評価のうえ、調査に参加する区民にわかりやすい形で発信します。

◆ 生物多様性地域戦略の運用・推進

公園等の「まちの樹林」を、「生物多様性保全林」に指定し、いきものの生息拠点となるように保全を図ります。現地でいきもの調査を実施し、地域住民、活動団体、小学校と連携しながら、どのような維持管理を行っていくかを検討します。また、社寺における「生物多様性保全林」の指定に向けて検討します。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画
- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 目黒区環境基本計画

施策④ 河川環境改善の促進

■ 施策の概要

目黒川の浚渫、河床整正、清掃等を引き続き実施するとともに、水質浄化施設の整備などの水質浄化対策を進めていきます。呑川ではユスリカ対策としての清掃を流域区と連携して実施していきます。関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、東京都や流域区と連携して河川の水質等の環境改善に取り組むとともに、区民が主体となって河川清掃活動を行うなど、すべての人が関わり合いながら河川環境の改善に取り組みます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
目黒川の悪臭等に関する改善要望件数	13件	0件
目黒川の悪臭発生日数（大気中の硫化水素濃度が0.2ppmを超える日数）	42日	0日

■ 現状と課題

- 目黒区内の河川は、目黒川と呑川の一部を除いて下水道幹線として暗きょ化され、水辺機能が失われています。河川としての姿を残す目黒川や呑川、また公園等の池は、目黒区の貴重な水辺空間として、区民の憩いの場や観光資源、生態系の拠点として保全していく必要があります。
- 目黒川は、下水道の普及や城南河川清流復活事業により水質改善が進み、魚の遡上や野鳥の飛来が見られるようになりました。しかし、船入場下流では、潮の干満の影響による河川水の滞留や大雨時の合流式下水道からの流入により、悪臭や白濁化等の一時的な水質の悪化がみられ、多くの区民から改善要望が寄せられています。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- また、呑川においても水質の改善がみられる一方で、ユスリカの大量発生等の問題が生じています。
- 目黒川や呑川の河川環境の改善に、東京都や流域区と連携して取り組み、自然環境を回復し、区民に親しまれる河川としていくことが求められています。

■ 主な取組

◆ 目黒川の河床整正・浚渫

河床整正や浚渫を行うことにより、河床に堆積してヘドロ化した有機汚濁物を定期的に除去し、悪臭や白濁化の減少を図ります。また、モニタリング結果を踏まえてより効果的な浚渫方法を検討します。

◆ 目黒川の高濃度酸素溶解水供給施設整備

高濃度酸素溶解水供給施設を太鼓橋付近に整備します。目黒川の底層へ局所的に酸素を供給して、悪臭及び白濁化の原因となる硫化水素の発生を抑制することで河川環境の改善を図ります。

◆ 目黒川の水環境モニタリング

目黒川において水質及び臭気の連続調査を行い、悪臭発生メカニズムや水質の状況の変化を把握します。モニタリング結果に基づき、水質浄化対策による効果の検証や対策内容の見直しを行います。

◆ 河川清掃

目黒川及び呑川において、護岸や河床に付着したユスリカの卵塊や幼虫の除去を行ってユスリカの発生を防止するとともに、河川内のゴミの清掃を行い、河川環境の維持を図ります。

◆ 東京都及び流域区との連携

合流式下水道の早期改善等について、流域区と連携して東京都に要望します。また、目黒川水質浄化対策検討会の開催等により、東京都や流域区と連携して目黒川の水質浄化対策を進めます。

■ 関連計画

- ・ 目黒川水質浄化対策計画
- ・ 目黒区みどりの基本計画
- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区生物多様性地域戦略 ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画

(このページは白紙です)

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(4) 地球にやさしく快適なまちづくり

■ 10年後にめざすべき将来像

再生可能エネルギーの利用や省エネ行動が区民・事業者に広く普及することにより、区内の二酸化炭素排出量が削減され、家庭生活や事業活動による地域全体の環境負荷が低減しています。

地球環境にやさしい、環境に配慮したライフスタイルが区民・事業者・団体に浸透しています。

環境負荷低減に取り組む様々な主体がつながり、目黒区内に環境保全活動の輪が広がっています。

大気、水、土壌環境の保全のための公害対策や、身近な環境問題への対応が適切になされるとともに、様々な主体と連携したまちの美化活動が活発に行われることで、健康で快適に暮らすことのできる地域の環境が維持されています。

■ 現状と課題

近年、地球温暖化の進行により、世界的に気象災害が頻発し我が国でも台風や集中豪雨による深刻な被害が発生しています。地球規模の気候変動に対応するため、平成27(2015)年の第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で「産業革命前からの世界の平均気温上昇を世界共通の長期目標として1.5℃に抑える努力を追求すること」を定めたパリ協定が締結されました。パリ協定を踏まえ我が国では、令和2(2020)年に2050年温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、その実現のために2030年度に2013年度比46%の温室効果ガス削減を表明しました。目黒区はこれまで地球温暖化対策地域推進計画に基づき、令和2(2020)年度の二酸化炭素排出量の目標を平成22(2010)年度比7%削減として取り組んできましたが、2050年のカーボンニュートラル達成に向け、これまで以上の取組が求められています。

また、令和2(2020)年4月の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行により、屋内での喫煙が原則禁止とされたことを受け、屋外における喫煙環境の向上や喫煙マナーの啓発等より一層の取組が必要となっています。さらに、騒音・振動・悪臭などの公害のない良好な生活環境の確保が求められています。

地球にやさしく快適なまちの実現に向けては、私たち一人ひとりが、環境問題を自分事として受け止め、家庭生活や事業活動での環境配慮に取り組むことが大切です。そのために、目黒区は、地球温暖化対策、環境美化、公害対策等の環境保全施策を総合的に推進していくとともに、区と区民・事業者・団体等が連携・協力して課題解決に取り組む環境を整備していく必要があります。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区・区民・事業者が地球環境に配慮した行動をとっていると思う区民の割合	調査中	調査中

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 施策一覧

施策① 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

【主な取組】

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた計画の改定
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた環境意識の向上
- ・ 家庭における再生可能エネルギー・省エネルギーの推進
- ・ 区の業務における温室効果ガス排出抑制に向けた取組

施策② 環境美化の推進

【主な取組】

- ・ 屋内型公衆喫煙所の整備（増設）
- ・ 吸い殻等のポイ捨て、犬のフンの放置、落書き防止に対するマナー啓発活動
- ・ 地域美化活動の推進

施策③ 公害対策の充実


【主な取組】

- ・ 大気環境・自動車騒音等の監視・情報提供
- ・ 石綿（アスベスト）対策
- ・ 化学物質、土壌汚染対策の推進
- ・ 工場・指定作業場等・解体工事等の事業活動に伴う公害現象への対応
- ・ 日常生活公害に伴う公害現象への対応

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

■ 施策の概要

<p>再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進により、気候変動の緩和策を促進します。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、気候変動を緩和するための対策として、二酸化炭素排出量を始めとする温室効果ガス排出抑制の具体的な目標を掲げて取り組んでいきます。</p> <p>施策の主な取組として、脱炭素社会の実現に向けた計画の改定、脱炭素社会の実現に向けた環境意識の向上、家庭における再生可能エネルギー・省エネルギーの推進、区有施設における温室効果ガス排出抑制に向けた庁内連携を進めていきます。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
---	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
平成25(2013)年度と比較した目黒区域における二酸化炭素排出量削減割合	14.3% (平成30年度時点)	46% (国の目標水準)
平成25(2013)年度と比較した区有施設における温室効果ガス排出量削減割合	19.6% (令和2年度時点)	46% (国の目標水準)

■ 現状と課題

- 令和2(2020)年の世界の平均気温は、1981～2010年の平均値よりも0.45℃上昇しており、長期的には地球の気温は100年あたり0.75℃の割合で上昇しています。こうした地球温暖化の原因と考えられているのが、人間の活動により発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加です。
- 平成27(2015)年に採択されたパリ協定では、「産業革命以降の気温上昇を2度未満に抑える。かつ、できる限り1.5度に抑える。」ことをめざすとして、そのために21世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量と森林などによる吸収のバランスを取れるようにすることを目標として掲げ、各国においても二酸化炭素削減目標を定めて取り組むこととなりました。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- これを受け、我が国は、令和3（2021）年4月の気候変動サミットにおいて、令和12年（2030）年度の温室効果ガス46%削減を目標とすることを表明しました。また、令和3（2021）年5月に改正された地球温暖化対策推進法では、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。区としても、今後、令和3（2021）年の削減目標はもとより、令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向け、地域における脱炭素化の取組を加速していく必要があります。

■ 主な取組

◆ 脱炭素社会の実現に向けた計画の改定

国が掲げる令和32（2050）年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画を改定し、地域における脱炭素化の取組を推進していきます。改定に当たっては、区民、事業者、団体等の様々な意見を踏まえていきます。

◆ 脱炭素社会の実現に向けた環境意識の向上

地球温暖化対策に係る情報の発信や環境学習を充実させることで、区民・事業者・団体の環境に対する意識の向上を図るとともに、様々な主体が脱炭素社会の実現に向けた環境配慮活動に取り組むことを促します。

◆ 家庭における再生可能エネルギー・省エネルギーの推進

家庭における再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費への助成を実施することにより、家庭での二酸化炭素排出量削減をめざします。また、再生可能エネルギー普及促進のための啓発活動を行います。

◆ 区の業務における温室効果ガス排出抑制に向けた取り組み

区有施設における温室効果ガス排出抑制のため、目黒区が契約する電力需給における環境配慮型契約の導入、庁用車の省エネ・脱炭素化、及び区有施設の省エネ・創エネ化を、関係所管との連携を図りながら進めていきます。


■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区地球温暖化対策地域推進計画
- ・ 目黒区地球温暖化対策推進実行計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策② 環境美化の推進

■ 施策の概要

<p>路上喫煙禁止区域の4駅（中目黒駅、学芸大学駅、都立大学駅、自由が丘駅）以外の駅周辺への屋内型喫煙所の整備を進め、整備ができた駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定できるよう取組を進めることにより、環境美化の推進を図ります。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、様々な主体と共に地域の環境美化に取り組むことで、SDGsが掲げる「住み続けられるまちづくりを」推進し、住みやすいまちをめざします。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
---	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
「まちの清潔さやきれいさについて「吸い殻のポイ捨て」等が「気にならない」「あまり気にならない」と回答した区民の割合	31.4%	50%

■ 現状と課題

- 目黒区は、「目黒区ポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例」に基づき、中目黒駅、学芸大学駅、都立大学駅、自由が丘駅の周辺を路上喫煙禁止区域に指定するとともに、公衆喫煙所を整備することにより、タバコを吸う人と吸わない人が共存できる環境の整備を進めながら、ポイ捨て抑止効果の向上に努めてきました。一方、屋内での喫煙を原則禁止とする改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、屋外の路上における喫煙やたばこのポイ捨ての増加が見込まれるため、区内4駅周辺に民間事業者による屋内型公衆喫煙所を6施設10箇所に整備しました。屋内型公衆喫煙所の整備を受け、以前から苦情が寄せられていた中目黒駅と都立大学駅の屋外型喫煙所を廃止するとともに、廃止した中目黒アリーナ横喫煙所の跡地には、屋内型（コンテナ型）公衆喫煙所を整備しました。
- しかしながら、マナー違反の喫煙者（禁止区域内の喫煙、歩きタバコ、吸い殻のポイ捨て）や空き缶・ペットボトルのポイ捨て、落書き等が散見されることから、①屋内型公衆喫煙所の整備 ②各種マナーの向上 ③まちの美化の推進と地域の美化活動の支援を推進していきます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 屋内型公衆喫煙所の整備（増設）

路上喫煙禁止区域の4駅以外の駅周辺への屋内型喫煙所の整備（喫煙可能エリアの確保）を進め、整備ができた駅周辺において路上喫煙禁止区域を拡大することで、環境美化の推進を図ります。

◆ 吸い殻等のポイ捨て、犬のフンの放置、落書き防止に対するマナー啓発活動

路上喫煙禁止区域での喫煙禁止、歩きタバコ禁止、吸い殻や空き缶・ペットボトルのポイ捨て、犬のフンの放置などを抑止するため、啓発パトロールやキャンペーン活動などの街の美化活動を推進し、「住み続けられるまちづくりを」をめざします。

◆ 地域美化活動の推進

区民、事業者、団体、学校等と協働で地域の美化活動の促進キャンペーンの実施を検討します。また、清掃活動や落書き消去活動で使用する用具の貸与や啓発品の提供を行います。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ まちの美化に関する行動計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策③ 公害対策の充実

■ 施策の概要

事業者等に対し、規制基準等に基づいた適切な指導・助言、区民からの公害相談に適切な対応等を通じて、区民の健康で安全な暮らしを支えています。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、区民の健康で安全な暮らしを支えるため、各種公害対策を推進し、区民からの公害相談に適切な対応を行います。また、区内大気汚染状況、自動車騒音を常時監視し、区民へ公害情報の周知・提供に努め、「安全で持続可能な住み続けられるまちづくり」につなげていきます。さらに、化学物質取扱事業者に対し、その管理徹底と「つくる責任・有害化学物質をつかう責任」について指導・啓発に努めていきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
空気のきれいさ（有害な化学物質等）について、気にならない区民の割合	28.4%	40%
まちの静けさ（騒音や振動）について、気にならない区民の割合	38.4%	50%

■ 現状と課題

- 騒音・振動・悪臭などのない健康で快適に暮らすことのできる生活環境の確保に向け、事業者等に対し、規制基準等に基づいた適切な指導・助言を行いつつ、多種多様化する公害問題の調整や、情報収集に努め、区民からの公害相談に適切な対応を行っています。併せて、大気汚染状況、自動車騒音調査の実施、光化学スモッグ情報の提供等を行い、区民への公害情報の提供に努めています。
- こうした中、区民の健康で安全な暮らしを支えるため、区民から受ける公害相談に対する適切な対応と相談業務の充実が求められています。また、令和2（2020）年6月、石綿（アスベスト）排出等の抑制対策を一層強化するものとして、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が改正され、区民の健康被害を防止するため、建築物等を解体、改造、補修作業を行う者に対し、石綿の飛散防止対策が適切に行われるように、事業者への指導をより徹底して行うことが求められています。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 大気環境・自動車騒音等の監視・情報提供

区内大気汚染状況、自動車騒音の常時監視、目黒川の水質状況などを調査し、区民への公害情報の周知提供に努めます。また、光化学スモッグ情報等を提供し、区民の健康被害を防止します。

◆ 石綿（アスベスト）対策

今後増大し2030年ピークを迎える石綿を使用する建築物の解体工事について、その把握と、建築物等の解体、改造、補修作業を行う者に対し、石綿排出抑制対策が適正に実施されるように、指導・監視を徹底して行ない、区民の健康被害を防止します。

◆ 化学物質、土壌汚染対策の推進

有害化学物質を取り扱う工場・指定作業場事業者に、適正な化学物質の管理を徹底させ、その環境中への流失を抑制するとともに、土壌汚染対策など促しつつ、化学物質対策の普及啓発を図ります。

◆ 工場・指定作業場等・解体工事等の事業活動に伴う公害現象への対応

騒音・振動・悪臭などのない健康で快適に暮らすことのできる生活環境の確保に向け、工場・作業場、他事業場、解体工事等に対し、規制基準等に基づいた適切かつ速やかな指導・助言を行います。

◆ 日常生活公害に伴う公害現象への対応

日常生活に起因する近隣公害の調整を行い、その発生を抑制するため発生源対策等についての情報収集、周知・提供に努め、公害問題の解決と環境配慮への理解を高めるための啓発等を行います。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(5) 持続可能な循環型社会の実現

■ 10年後にめざすべき将来像

区民一人ひとりが、3R（リデュース・リユース・リサイクル）とごみの適正処理に積極的に取り組み、環境に配慮した消費行動が取られています。事業者も、業務改善や技術革新などにより、廃棄物の発生抑制、資源の再使用・再生利用を促進し、事業活動による環境への負荷を最小限に抑えています。

区民や事業者と環境意識が共有され、適切に推進された3Rによって構築された循環型社会の中で、先進国の一自治体として、限りある地球資源の保全を積極的に進めています。

■ 現状と課題

世界は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇といった危機的状況に直面しています。この危機に立ち向かい、地球への負荷を減らしていくために、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が、全世界の重要な課題となっています。

これまでも、国や自治体、民間企業、各種団体等において、新たな制度の創設やビジネスモデルの構築など様々な取組を実施しています。令和2（2020）年度に行った区政に対する意識調査においても、約5割の区民が「循環型社会の構築」が「重要である」としており、「まあ重要である」を合わせるとその割合は約9割となっています。

目黒区は、目黒区環境基本計画や目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んできましたが、持続可能な循環型社会を実現するためには、区民や事業者と共に、3Rや廃棄物適正処理の取組を拡充・強化していく必要があります。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区・区民・事業者がごみの削減や資源の再利用を実践していると感じている区民の割合	調査中	調査中

■ 施策一覧

施策① 廃棄物の発生抑制の徹底（リデュース）

【主な取組】

- ・ ごみの減量を自然に促す普及啓発
- ・ 可燃ごみの減量

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策② 資源の再使用の推進（リユース）

【主な取組】

- ・ リユース業界との連携
- ・ リユース容器等の利用促進と拡大生産者責任の意識啓発

施策③ 資源の再生利用の促進（リサイクル）

【主な取組】

- ・ 資源化促進のための仕組みづくりと普及啓発
- ・ 新たなりサイクル手法の活用
- ・ リサイクル対象品目の拡大

施策④ 廃棄物の適正処理の徹底

【主な取組】

- ・ ごみの排出対策・指導の推進
- ・ 事業用大規模建築物の排出指導の推進
- ・ 資源等の分別回収の徹底

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 廃棄物の発生抑制の徹底（リデュース）

■ 施策の概要

ごみの発生を減らすことが楽しくなるような方法を周知することで、リバウンドしない体制を構築します。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、排出量の削減効果が大きく見込める可燃ごみのうち、資源化や再利用の可能性があるものについて対策を推進します。資源の有効活用により、区民・事業者がごみの発生を抑制する取組を進めます。

また、燃やすごみの減量は、焼却に伴う二酸化炭素の発生を抑制することになり、ごみの発生を抑制し、埋立地を増やさないことにも繋がります。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
ごみの発生抑制の意識変容（リサイクルに関するルールや制度の認知度）	25.6% (令和元年度)	50%

■ 現状と課題

- 23区から発生したごみの最終処分は、東京都が設置、管理する処分場で行われています。東京港内の埋立地を拡張することによって処分場を使用していますが、海の面積がその分失われることとなります。
- そして、これらは限りある施設であるため、区内及び東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難です。現在使用している処分場をできる限り長期に利用していく必要があります。
- また、ごみの処分や資源をリサイクルするには経費がかかり、目黒区の令和元（2019）年度決算では歳出全体の約4.3%を占めています。
- 限りある資源のもとで持続可能な循環型社会を実現させるためには、大量生産・大量消費のライフスタイルを見直し、ごみ自体を発生させないことが最も重要です。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ ごみの減量を自然に促す普及啓発

人・社会・地域・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）の推奨や、自然とごみを減らせるような生活を送るために役立つ知恵や情報を提供することで、楽しみながらごみの排出量を減らすための行動変容を促します。

◆ 可燃ごみの減量

目黒区で収集しているごみの9割を占める可燃ごみに着目し、可燃ごみに混入している雑がみの資源化推進や食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスの削減対策としてフードドライブ支援などの取組を展開します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理実施計画

施策② 資源の再使用の推進（リユース）

■ 施策の概要

自然への負担を減らし、限られた資源の有効活用策として、リユースの更なる充実を図ります。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、粗大ごみを有料で収集し処分するばかりでなく、リユース業界と連携することにより、排出者自身が粗大ごみを商品として売却しやすくなるような基盤づくりを進めます。また、区民や事業者に対して、リユース容器等の利用を広めるために啓発を図ります。

形を変えず繰り返し使うことより循環型社会の形成が進むとともに、新たに採掘する天然資源や生産にかかるエネルギーも減り、「住み続けられるまち」の構築と、「気候変動対策」に寄与するものです。

○関連する
SDGsの
ゴール



基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
粗大ごみの削減	3,052 t	2,441 t (-20%)
買い物時に繰り返し使える物の購入を常に心がける区民の割合	44.2%	60%

■ 現状と課題

- 「リユース（再使用）」とは、使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること、又は他の製品の一部として使用することです。循環型社会形成の基本原則である「リデュース」「リユース」「リサイクル」（3R）のうち、「リユース」は「リデュース」に次いで優先順位が高く、天然資源の採掘を抑制する視点からも欠かせない取組です。
- 循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル関係法が制定されたことで、ごみの分別・リサイクルの仕組が整備され、物質循環の流れが定着しつつありますが、リユースについては取組があまり進んでいません。目黒区の目黒区一般廃棄物処理基本計画では、リデュースとリユースに重点を置き、「目黒買い物ルール」などの施策によりマイバッグやリユース容器等の拡大・普及を進めているところです。
- 今後、自然への負担を減らし、限られた資源の有効活用策として、リユースの更なる充実が求められます。

■ 主な取組

◆ リユース業界との連携

リユース業界団体と連携して、目黒区内及び目黒区周辺に所在するリユースショップを区民が安心して利用できるように、インターネット等により紹介するシステムを構築します。

◆ リユース容器等の利用促進と拡大生産者責任の意識啓発

ボトルなど容器等の再利用促進を図り、区報等の広報媒体を通じて事業者の拡大生産者責任の意識や区民の認識の定着を図ります。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理実施計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策③ 資源の再生利用の促進（リサイクル）

■ 施策の概要

資源として回収（リサイクル）するものの種別や量を拡大していく取組を進めていきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、資源の再生利用（リサイクル）を進めます。

リサイクルは、資源・エネルギーの節約につながり、二酸化炭素の発生抑制にも寄与します。つまり、「住み続けられるまち」を構築するとともに「気候変動対策」としても効果を発揮します。また、プラスチックなどの海洋ごみは生態系に重大な悪影響を与えており、リサイクルの推進は「海の豊かさ」を守ることにもつながります。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
年間のリサイクル率	25.3%	40%

■ 現状と課題

- 廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、資源の再使用（リユース）を推し進めても、なお発生してしまった廃棄物については、可能な限り再資源化（リサイクル）することが重要です。リサイクルは、循環型社会における最後の砦です。目黒区は、区民の共感と協力を得ながら、びん・アルミ缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電などの分別に、幅広く取り組んできました。
- 近年は、古紙の減少等に伴う資源回収量の減少と人口増などに伴うごみ量の増加により、リサイクル率が減少する傾向にあります。持続可能な循環型社会を実現させるためには、ごみ量を減らすとともに、資源として回収（リサイクル）するものの種別や量を拡大していく取組が不可欠です。

■ 主な取組

◆ 資源化促進のための仕組みづくりと普及啓発

区民、事業者、各種団体などと協働しながら、効率的な資源回収の仕組みを検討・構築するとともに、リサイクルの重要性を効果的に発信し、行動変容へとつながる普及啓発を促進します。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

◆ 新たなリサイクル手法の活用

他自治体や企業、団体等におけるリサイクルの新たな手法やアイデアについての情報を積極的に収集し、区での活用の可能性を検討し、効果的なリサイクル手法の実現につなげます。

◆ リサイクル対象品目の拡大

国や都の動向を注視しながら、「容器包装プラスチック以外のプラスチック」などの新たな品目について、資源化の可能性を広く検討し、リサイクル対象品目の拡大を図ります。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理実施計画

施策④ 廃棄物の適正処理の徹底

■ 施策の概要

更なる分別回収の徹底、排出指導の強化を推進し、持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、区民や事業者に対して、廃棄物の適正な処理方法について徹底していくとともに、事業用大規模建築物所有者に対する排出指導や小規模事業者に対するごみ減量化の呼びかけを推進していきます。

また、廃棄物の適正処理は、大気の水質の改善や海洋汚染の防止につながります。

目黒区は引き続き東京都、特別区、東京23区清掃一部事務組合と連携を図りながら最終処分場の延命化を図り、持続可能な清掃事業を実施するため、ごみ減量施策をはじめとした循環型社会形成の施策を推し進めるとともに環境への負荷の少ない地域社会を実現していきます。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
燃やすごみに含まれる（雑がみを含む）古紙の割合	16.7%	10%

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 現状と課題

- 廃棄物の適正処理は、循環型社会の基礎をなすものであり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の目標達成には不可欠な施策です。
- 目黒区は、これまで、区民や事業者に対する効果的な普及啓発活動、事業所に対する適正排出の指導、不法投棄対策などに取り組み、廃棄物の適正処理を推進してきました。
- しかしながら、目黒区の燃やすごみや燃やさないごみの中には、いまだに資源化できる品目が一定量含まれている現状があります。
- 持続可能な循環型社会の実現には、更なる分別回収の徹底、排出指導の強化の推進が必要です。

■ 主な取組

◆ ごみの排出対策・指導の推進

更なる廃棄物の減量及びリサイクルの促進に向けて、ごみ集積所への不法投棄等対策や区民・事業者に対するごみの適正処理についてきめ細やかな助言・指導に取り組んでいきます。

◆ 事業用大規模建築物の排出指導の推進

事業系廃棄物を減量するため、目黒区内の3,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対し、条例に基づく廃棄物管理責任者の選任と再利用に関する計画書の届け出を徹底し、適正化を図っていきます。

◆ 資源等の分別回収の徹底

びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電など、それぞれの資源等に応じた分別回収を徹底し、確実にリサイクルルートにのせ、廃棄物の適正処理を推進していきます。

■ 関連計画

- ・ 目黒区環境基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- ・ 目黒区一般廃棄物処理実施計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策(6) 安全で快適な都市基盤の整備と保全

■ 10年後にめざすべき将来像

都市計画道路の整備が進み、安全で安心して利用できる街並みの実現しています。橋りょうは予防保全型の管理により、長寿命化が図られ、継続的に安全性と信頼性が確立されています。

自転車走行環境整備路線の自転車ナビマークの整備が完了し、区民に自転車の利用促進や自転車におけるルール・マナー等が浸透しています。また、交通安全教室や交通安全教育の支援、生活道路の交通安全対策が行われることで、交通事故による死傷者数が減少し、交通弱者である歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまちになっています。

道路通報・点検システムの導入など、施設の点検に情報技術を活用した効果的・効率的な維持管理が行われ、都市基盤施設におけるDXの推進により快適な都市基盤が整備されています。

■ 現状と課題

道路は、都市の骨格を形成し、交通や物流など都市の機能を支える最も基礎的な公共空間であり、まちの魅力と競争力の強化、防災性向上の観点から重要な都市基盤です。

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）では、「20年後の目黒区の将来の街として、最も望ましい姿」の上位に、安全で快適に住み続けられる街（住環境、防災、防犯）及びすべての人が暮らしやすい街（道路網）が位置付けられています。

都市計画道路については未整備区間が残っており、老朽建物の更新も進まず、まちの活力の低下や災害時の防災性の低下が課題となっています。老朽化が進む道路や橋りょうについては、道路交通の安全確保や機能維持のため、計画的・効果的な保全と管理が必要です。

また、交通安全対策、自転車の安全利用と走行環境の整備については、区内の交通事故はここ数年減少傾向にありますが、交通ルールやマナーの周知啓発、通学・通園路の交通安全対策や自転車ナビマーク等の自転車走行環境整備など、引き続きソフト対策とハード対策を合わせた交通安全対策が必要です。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
安全・安心な道路環境等の都市基盤が整備されていると思う区民の割合	調査中	調査中

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 施策一覧

施策① 都市計画道路の整備

【主な取組】

- ・ 都市計画道路の整備

施策② 都市基盤の保全と管理

【主な取組】

- ・ 橋りょうの長寿命化
- ・ 道路の維持管理におけるDXの推進
- ・ 公園等の維持管理・運営におけるDXの推進
- ・ 公共物の適正管理及び管理方針策定

施策③ 交通安全対策の推進

【主な取組】

- ・ 交通安全教室の実施
- ・ 地域による交通安全教育の支援
- ・ 違反広告物、商品のせり出し、樹木の繁茂に対する指導
- ・ 安全・安心の道路交通対策

施策④ 自転車安全利用の推進と走行環境の整備

【主な取組】

- ・ 自転車安全利用啓発
- ・ 自転車シェアリング事業
- ・ 自転車走行環境の整備

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策① 都市計画道路の整備

■ 施策の概要

目黒区は、円滑な道路交通や歩行者の安全・快適な通行の確保、災害時の避難路および延焼遮断帯としての防災性の向上のため、「東京における都市計画道路の整備方針」に基づき都市計画道路整備を推進していきます。

関連するSDGsの目標達成のためには、目黒区は、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となる道路整備など、強靱なインフラ構築を進めていく必要があります。都市計画道路の整備は、その目標達成に寄与する施策と考えています。また、地域のまちづくりに併せて東京都と目黒区が適切な役割分担の下、協働で都市計画道路の整備を推進していきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
都市計画道路整備率（区内）	56.7%	66.9%

■ 現状と課題

- 都市計画道路は、都市における最も基本的な公共空間であり、安全で円滑な交通を図り、まちの魅力と競争力を強化し、地域の防災性を向上する極めて重要な都市基盤施設です。
- 「東京における都市計画道路の整備方針」（平成28（2016）年3月）では、都市活力の強化、都市防災の強化、安全で安心な都市空間の創出、都市環境の向上を目標として、優先整備路線を選定し、東京都と区市町の役割分担の下、事業を進めてきました。
- また、都は「都市づくりにおけるランドデザイン」において、道路空間を再編しゆとりとにぎわいを生み出す場として、地区内道路を活用することを示しています。
- 今後の道路整備においては、パブリックスペースを人中心の空間に転換し、民間投資や区民と協働しながら「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成し、適正な維持管理をする必要があります。
- 補助127号線については、交通結節点へのアクセス向上、地域のまちづくりとの協働を図りながら整備に取り組んでいきます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 都市計画道路の整備

都市計画道路を整備することで、円滑な道路交通や歩行者の安全・快適な通行を確保し、災害時の避難路および延焼遮断帯としての防災性の向上を図ります。

「東京における都市計画道路の整備方針」で、優先整備路線（今後10年間で優先的に整備すべき路線）として選定されている補助127号線については、自由が丘駅周辺の街づくりに併せ、段階的に整備を行います。

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 東京における都市計画道路の整備方針

施策② 都市基盤の保全と管理

■ 施策の概要

道路・公園等の維持管理では、「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な耐震化及び修繕に取り組むとともに、維持管理・運営においてDXを推進し、効率的・効果的なメンテナンスにより区民サービス向上に取り組んでいきます。また、水路等の公共物管理では、区民への開放に向けた整備や保全等を進めるとともに、機能が喪失し利活用していくことが困難な公共物については払い下げを行うなど、適正管理を進めていきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、ICTの技術の活用により、道路橋りょうの予防保全や公園施設等の安全対策、区民要望への迅速な対応による区民サービスの向上、公共物の適正管理の施策に取り組みます。また、区民要望等に対し地域と連携、協力を得ながら施策を推進していきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
橋単位の健全性Ⅰ（健全）の割合	68%	80%
「公園や街路樹が良く整備されているから」を目黒区に居住する理由として挙げる区民の割合	5.8%	10%

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 現状と課題

- 国では、平成24（2012）年12月の笹子トンネル天井板落下事故以降、全国的に一斉に老朽化が進む道路等への対策の取組を進めてきており、令和2（2020）年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示し、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。
- 目黒区の道路公園等の維持管理は、「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づく長寿命化と耐震化への対応や、複雑多様化する区民要望等に道路公園サービス事務所を設置して体制強化する等に取り組んでいます。また、水路等の公共物管理では、宅地と隣接した狭小なものが多く、誤って使用等されてしまうケースもあるため、整備や保全等適正な管理を進めていく必要があります。
- 今後も持続可能で質の高い区民サービスを提供するために、効率的で効果的な都市基盤の保全と管理に努めていきます。

■ 主な取組

◆ 橋りょうの長寿命化

「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に耐震化及び修繕工事を実施し、予防保全型の管理による長寿命化を図ることで、橋りょうの継続的な安全性と信頼性を確保します。

また、区が管理する橋りょう38橋について、損傷状況を把握し維持管理に必要な情報を得るため、道路法に基づく5年に一度の定期点検を実施します。

◆ 道路の維持管理におけるDXの推進

「目黒区舗装維持管理方針」に基づき、道路の安全・安心な通行を確保するため、効率的・効果的な修繕による舗装の維持管理を行います。車両通行の多い幹線道路やバス路線で、道路の舗装ひび割れ及びわだち掘れの状態を確認する路面性状調査を行い、予防保全による維持管理を行います。また、道路陥没による重大事故を防ぐため、舗装下地盤の状態を把握する路面下空洞調査及び対策を実施し、道路の安全を確保します。さらに、道路通報システムの導入など、施設の点検に情報技術を活用し、効果的・効率的な維持管理を進めます。

◆ 公園等の維持管理・運営におけるDXの推進

「目黒区公園等維持管理マニュアル」に基づき、公園等施設の安全性を確保し区民が安全・快適に利用できるよう維持管理を行います。また、管理運営において、施設予約や利用申請等、許認可手続のオンライン化やボランティア団体や利用者の交流・情報共有等のデジタル化を推進することにより、手続きの簡素化、効率化、施設利用の拡充を図り、公園利用促進や活性化、サービスの向上に努めます。

◆ 公共物の適正管理及び管理方針策定

「目黒区公共物管理条例」に基づき、道路及び公共物の適正な維持管理を行うため、定期的に巡回点検を実施し、不適正な使用については是正指導を行っていきます。また、区が管理する狭小な水路等について、払い下げの有無や不法占用の解消、通路として整備する等、各路線に管理方針を定め、公共物の適正管理に努めます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 目黒区道路舗装維持管理方針
- ・ 目黒区公園等維持管理マニュアル
- ・ 法定外公共物の用途廃止に関する取扱指針

施策③ 交通安全対策の推進

■ 施策の概要

令和2（2020）年度までを計画期間とした第9次目黒区交通安全計画に基づく取組の結果、年間交通事故死傷数は令和2（2020）年に462人となり、目標の470人以下を達成しました。SDGsのゴール「3 すべての人に健康と福祉を」では、交通事故による死傷者を半分にまで減らすことを掲げています。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、第10次目黒区交通安全計画において、歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまちを目標像とし、区、関係団体及び関係機関が一体となり交通安全対策の取組を進め、令和7（2025）年度までに交通事故死傷者数330人を目標に取り組んでいくこととしています。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
年間交通事故死傷者数（区内）	419人	200人
交通安全教室の参加者数	4,500人	6,700人

■ 現状と課題

- 目黒区内における直近の5年の交通事故は、件数及び死傷者数はともに減少傾向にありますが、幼児や小・中学生、高齢者において死傷者の減少率が低くなっています。自転車が関与する事故では、全事故に占める割合は4割を推移しています。また、道路に放置された違反広告物、商品のせり出し及び樹木の繁茂は、安全な通行に支障をきたしています。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

- 一方、国において自転車活用推進法が施行され、目黒区は自転車走行環境の整備や自転車シェアリング事業を推進していますが、自転車利用における交通ルール違反や運転マナー無視が絶えません。
- 目黒区の交通安全対策は、「目黒区交通安全計画」に基づき、区、警察、学校、地域等が連携して取り組んでいく必要があります。

■ 主な取組

◆ 交通安全教室の実施

幼児、小・中学生及び保護者が交通ルールを理解し行動につながるよう、ウイルス等の感染症対策を講じたうえで、警察署と連携し保育園や幼稚園、学校で安全教室を開催します。あわせて、幼児及び保護者に対し、衾町公園児童交通施設において実地による安全教室を開催します。

◆ 地域による交通安全教育の支援

住区住民会議が主催する交通安全教室や区内事業者等が実施する交通安全教室に出向し、安全意識が高まるよう交通ルールの周知とともに、ルール遵守の大切さを理解できるよう、警察署と共に支援を行います。

◆ 違反広告物、商品のせり出し、樹木の繁茂に対する指導

通行の安全を確保するため、地域住民や商店街と連携し、道路に放置された広告物やせり出した商品の是正について指導を行うとともに、民有地から繁茂した樹木に対する剪定等の指導を行います。

◆ 安全・安心の道路交通対策

幼児や児童、生徒が通園・通学などで移動する経路の安全を高めるため、学校や地域の皆さんとともに安全点検を実施します。また、点検結果に基づき、路側帯や交差点等において交通安全施設を整備します。


■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区交通安全計画
- ・ 目黒区自転車走行環境整備計画
- ・ 目黒区子ども総合計画

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

施策④ 自転車安全利用の推進と走行環境の整備

■ 施策の概要

<p>自転車保険加入や自転車ヘルメットの着用推進、自転車の安全利用に対する意識向上などをおして、自転車による交通事故を未然に防止します。SDGsのゴールでは、交通事故による死傷者を半分にまで減らすことを、また、女性、子ども、障害者、高齢者等、弱い立場の人を配慮し、公共交通機関の拡大など、すべての人が安価で安全に持続可能な交通手段を使用できることを掲げています。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は安全運転による自転車利用を進め、自転車利用により自動車から排出される二酸化炭素量の低減を図るとともに、移動手段としてシェアサイクルを提供することにより、安全、安心、快適な生活環境を持続可能にしていきます。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
--	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
自転車に関与する事故の割合（区内）	4割	3割
シェアリングサイクル走行距離	118万キロ	170万キロ
環境負荷の低減（区内の二酸化炭素排出量）	162t	250t

■ 現状と課題

- 自転車利用における交通ルール無視など危険運転が後を絶たないことや、自転車の活用が進むなか自転車利用環境の整備を推進するため、令和2（2020）年10月「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、令和3（2021）年5月「第10次目黒区交通安全計画」を策定しました。
- 自転車利用に係る安全運転の啓発、自転車保険加入確認の案内、自転車ヘルメット購入補助、自転車ナビマーク設置による安全対策とともに、移動手段として自転車シェアリング事業を導入しています。コロナ禍による生活様式の変化に伴い、宅配需要の高まりや3密を避けた移動手段として自転車利用に移行していることから、自転車保険の加入や自転車ヘルメットの着用とともに、自転車走行環境の整備、自転車シェアリング事業等による自転車活用を推進していく必要があります。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

■ 主な取組

◆ 自転車安全利用啓発

自転車が安全に利用されるため、自転車保険及び自転車ヘルメット着用の推進、自転車安全利用に関するキャンペーン及び街頭等での啓発活動などを通じて、自転車が安全に利用されるための意識向上を図っていきます。

◆ 自転車シェアリング事業

一定エリアごとに自転車がレンタルできるサイクルポートを配置するとともに、各サイクルポートへの適正な自転車配置及び整備された電動アシスト自転車を配備し、利便性の向上を図ります。また、利用者が交通ルールを遵守するよう、安全利用に係る注意喚起を行います。

◆ 自転車走行環境の整備

「目黒区自転車走行環境整備計画」に基づき、自転車の事故防止、通行の円滑化、自転車交通ルールの周知啓発と安全運転マナーの向上を図るため、自転車利用の多い駅周辺の優先整備路線を含めた整備路線77.7kmで自転車ナビマークを整備します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区交通安全計画
- ・ 目黒区自転車走行環境整備計画

(このページは白紙です)